

平成 24 年度 5 月補正（繰上充用）予算案について

23 年度決算において収支不足が見込まれる国民健康保険事業費会計の繰上充用に必要な歳入歳出予算補正を行います。

【歳入歳出予算補正】

特別会計〔国民健康保険事業費会計〕 10,900 百万円

〔 補正内容 〕

前年度（23 年度）歳入不足見込額に対する繰上充用金の補正

[10,900 百万円 財源：滞納繰越保険料]

23 年度決算において、約 109 億円の収支不足が見込まれるため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に従い、24 年度の歳入を 23 年度に繰り上げて活用することとします。

<地方自治法施行令第 166 条の 2>

「会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。」

※ なお、繰上充用の手続きについては、行政実例において、会計年度が経過した後、すなわち、翌年度の 4 月 1 日から出納閉鎖期である 5 月 31 日までの間に行うのが原則であるとされているため、5 月 31 日までに市会の議決を得る必要があります。

平成24年度5月補正予算案の概要

5月補正では、高齢者施設整備に対する補助件数を拡充するほか、大規模災害時などに使用する消防・救急デジタル無線設備設置工事に係る債務負担の設定を行います。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 2事業 480百万円

【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加 1件（一般会計）

1. 歳入歳出予算補正（一般会計）

県基金（介護基盤緊急整備費等臨時特例基金）を活用した高齢者施設整備に対する助成について、申請数の増加を見込み、事業費を追加します。

（1） 小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業 330百万円〔県費〕

高齢者が住み慣れた家・地域での生活が継続できるように、利用者の状態に応じて「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の3サービスを組み合わせて提供する小規模多機能型居宅介護事業所の整備を促進するため、助成件数を拡充します。

◆整備助成件数の拡充 11か所増（14か所⇒25か所）

（2） 認知症高齢者グループホーム整備事業 150百万円〔県費〕

認知症高齢者が家庭的で落ち着いた雰囲気の中で共同生活を送ることにより、認知症の進行を穏やかにすることを目的としたグループホームの開設を促進するため、助成件数を拡充します。

◆整備助成件数の拡充 5か所増（3か所⇒8か所）

2. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加）

事項	期間	限度額
消防・救急デジタル無線設備設置工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	平成25年度から 平成26年度まで	1,500,000千円

〔設定理由〕

消防・救急デジタル無線設備設置工事の完了に26年度までの事業期間を要するため、債務負担を設定します。

<添付資料> 24年度5月補正について《総括表》

24年度5月補正について《総括表》

資料

1 歳入歳出補正総括表

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源	補正内容等
健康福祉	小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業	330	0	330	0	0	0	県基金を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の開設に必要な経費への助成件数を拡充
健康福祉	認知症高齢者グループホーム整備事業	150	0	150	0	0	0	県基金を活用し、認知症高齢者グループホームの開設に必要な経費への助成件数を拡充
一般会計 合計		480	0	480	0	0	0	

2 債務負担行為設定総括表

一般会計

局名	名称・設定期間	限度額	国	県	その他	市債	一般財源	補正内容等
消防	消防・救急デジタル無線設備設置工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	1,500	0	0	1,303	118	79	消防・救急デジタル無線設備設置工事の完了に平成26年度までの事業期間を要するため、債務負担行為を設定